

令和8年度シンガポールでの奈良県産農産物等プロモーション業務説明書

1. 委託業務名

令和8年度シンガポールでの奈良県産農産物等プロモーション委託業務

2. 業務の目的

政治、経済が安定し、購買力のある富裕層が多いシンガポールは、輸出先国として重要である。昨年度の「令和7年度奈良県産農産物等輸出先国としてのシンガポールの有望性評価委託業務」により、シンガポールの輸出先国としての有望性が確認できた。

ただ、既に多くの輸入農産物、日本の食品や農産物が溢れているシンガポール市場において、後発の本県産農産物等を食い込ませ、輸出を拡大していくためには工夫が必要となる。

そこで、本業務では、シンガポールの富裕層に着目し、その層への奈良県産農産物等の認知度向上を図り、購入に結びつけるためのプロモーションを行い、奈良県産農産物等のシンガポールへの輸出拡大に繋げる。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

4. 業務の内容

- (1) 対象品目：奈良県産のイチゴ「古都華」および柿は必須とする。ただし、輸出拡大が見込める品種、品目、加工品を奈良県産に限り追加することも可
- (2) 実施時期：令和8年10月～令和9年2月
- (3) プロモーションの実施内容
 - ・現地の高所得層、富裕層を対象に、これらの層の利用が見込まれる飲食店、小売店等の実店舗で、各品目にふさわしい販売プロモーションを実施する。
 - ・品目ごとに複数の実店舗で実施する。
 - ・各店舗での実施期間は、各品目あたり1店舗ごと3営業日以上
 - ・プロモーションには、産地、品目の希少性やストーリー等の訴求点を反映させる。
 - ・2品目以上の同時実施も可とする。
 - ・実店舗以外での有効な販売プロモーションがあれば実施する。
- (4) これらの取組の情報発信
 - ・(3)の取組の実施前、実施中に現地広報媒体、SNS等により情報発信を行う。
- (5) 事業者等との調整と必要物品等の調達
 - ・(3)の実施に必要な事業者等との調整を行う。
 - ・プロモーションに使用する試食品やサンプル等の必要な物品、資材等を調達する。これらの物品、資材等の調達費用は事業費に含む。但し、販売する品目の材料費（運搬費用を含む）は事業費に含めないものとする。
 - ・輸出に係る諸手続を行う。
- (6) 事業者等からの意見聴取・分析

- ・(3)の取組を実施した飲食店、小売店等および利用者の意見を聴取し、奈良県産農産物等の今後のシンガポールでの販売プロモーションについて、分析し、報告書にまとめる。
- (7) 輸出入時の商品の状態の確認・報告
- ・(3)で取り扱った商品について、日本からの輸出時とシンガポール輸入時の品質、形状等を比較し、果実等の商品の傷み等を確認のうえ、写真で記録し、報告書にまとめる。
- (8) その他
- ・契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、業務実施計画書(様式自由)を作成し、提出すること。
 - ・委託業務の遂行に際しては、進捗状況およびその後の実施内容を確認するため、県の担当者と毎月1回以上の打合わせを実施すること。
 - ・委託業務完了後は、速やかに委託業務完了報告書(第1号様式)を県に提出すること。

5. 成果品

本業務の成果品及び納期は、以下のとおりとする。

- ・成果報告書、経費明細書、業務の成果に関する資料、その他、知事が必要と認める書類
- ・納期：令和9年3月26日(金)

6. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 本業務を受託しようとする者は、別紙の奈良県公契約条例に関する遵守事項を理解した上で受託すること。
- (2) 業務実施の詳細については、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。また、業務の進捗や海外市場の状況等に応じて、その具体的な内容及び実施手法を調整することとする。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(第1号様式)

令和 年 月 日

委託業務完了報告書

奈良県知事 殿

所在地
商号
代表者名

下記業務を完了したので報告します。

記

1. 業務の名称

令和8年度シンガポールでの奈良県産農産物等プロモーション委託業務

2. 契約年月日 令和 年 月 日

3. 業務期間 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日

4. 成果品

- ① 成果報告書
- ② 経費明細書 (様式は自由)
- ③ 業務の成果に関する資料
- ④ その他、知事が必要と認める書類